

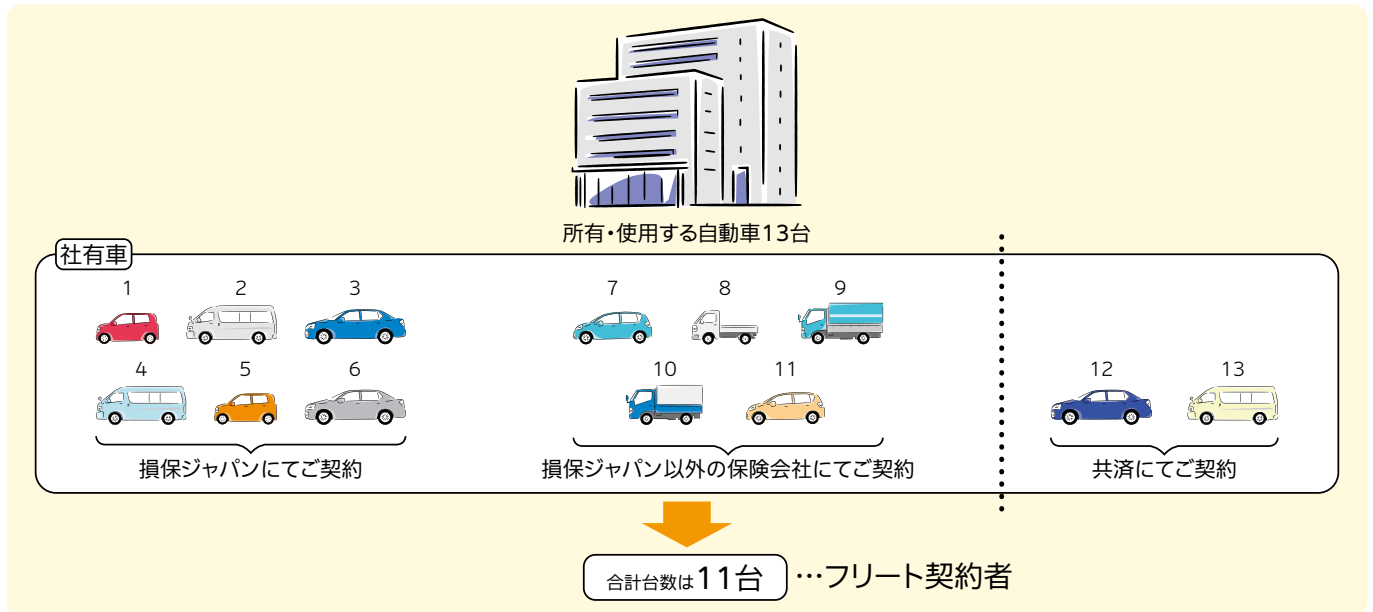
フリート契約のご案内

～ルールと仕組み～



1 フリート契約者とは

フリート契約者とは、「所有・使用する自動車」のうち、ご契約期間が1年以上の自動車保険を契約されている自動車の合計台数が10台以上※あるご契約者をいいます。



※損保ジャパン以外の保険会社と契約されている台数を含まず(共済で契約されている台数は含みません。)

「所有・使用する自動車」のうち、ご契約期間が1年以上の自動車保険を契約されている自動車の合計台数が9台以下であるご契約者は「ノンフリート契約者」といいます。

「所有・使用する自動車」のご説明

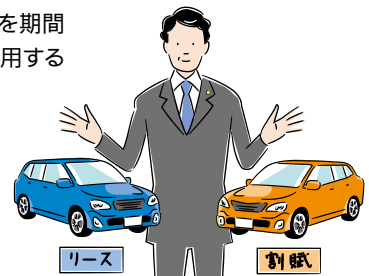
- 「所有・使用する自動車」とは、ご契約者が所有し、かつ自ら使用している自動車のことです。
 - ご契約者が使用している自動車であっても、会社の経営者・従業員などご契約者以外の方が所有する自動車は、「所有・使用する自動車」にあらず、フリート契約に含めることはできません。

〈例〉	会社の経営者の 個人名義の自動車	会社の従業員の 個人名義の自動車	関連会社の自動車

- ご契約者が「所有権留保条項付売買契約※1により購入された自動車」や、「リース業者から1年以上を期間として有償で借り受けた自動車(いわゆるリースカー)※2」も、ご契約者自ら使用していれば「所有・使用する自動車」に含まれます。

※1 「所有権留保条項付売買契約」とは、自動車販売店などが顧客に自動車を販売する際の売買契約のうち、自動車販売店、金融業者などが、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

※2 1年以上の貸借契約期間満了後に連続して締結する1年未満の貸借契約などは1年以上を期間とする貸借契約とみなします。



具体的には…

- 自動車検査証などの「所有者欄」・「使用者欄」がご契約者名義となっている自動車
 - 自動車検査証などの「所有者欄」がリース会社、「使用者欄」がご契約者となっている自動車
 - 自動車検査証などの「所有者欄」が自動車販売店、「使用者欄」がご契約者となっている自動車
- など
- 「所有・使用する自動車」の実態を確認するため、自動車検査証などの資料のご提出をお願いしています。

2 フリート契約とノンフリート契約の違い

フリート契約とノンフリート契約は、保険料の仕組みが違います。

	フリート契約	ノンフリート契約
割増引率の適用単位	ご契約者単位	自動車1台単位
割増引率の決定方法	総契約台数 [※] と保険料、保険金、前年のフリート割増引率によって決まります。	前契約のご契約期間、ノンフリート等級別料率、事故有係数適用期間、事故件数および事故内容によって決まります。

※「総契約台数」とは、ご契約期間が1年以上の自動車保険を締結した「所有・使用する自動車」の合計台数をいいます。

(注)フリート割増引率の決定方法はP.3をご参照ください。

フリート契約の特徴

① ノンフリート契約とは保険料が異なります。

フリート契約の基本保険料(割増引率を適用する前の保険料)は、ノンフリート契約の基本保険料とは異なります。そのため、フリート契約においてお支払いいただく保険料はノンフリート契約と比較して安くなるケースまたは高くなるケースがあります。

(注)フリート契約は、ノンフリート契約と異なり、運転者を本人・配偶者に限定したり、運転者の年齢条件を設定した割引を適用したりすることはできません。

② 無事故の最大割引率が有利です。

フリート契約の割引率は、ご契約の「総契約台数」に応じて最大で70~80%^{※1}まで適用されます(ノンフリート契約は最大63%)。また、ご契約の「総契約台数」に応じて、1年間で最大15~30%^{※1}まで割引率が進行します。

<保険料算出の仕組み>

$$\text{フリート契約の保険料} = \text{フリート基本保険料} \times (1 \pm \text{フリート割増引率} - \text{フリート多数割引}(5\%))$$

※1 総契約台数に応じて最大割引率・進行幅が異なります。

※2 フリート多数割引については、④をご参照ください。

③ 新たに取得された自動車にも割引・割増が取得時から適用されます。

フリート契約者となったときから一定期間経過後、新たに取得された自動車にもフリート割増引率が適用されます。詳しくはP.3をご参照ください。

④ 5%のフリート多数割引が適用されます。

10台以上の「所有・使用する自動車」を1保険証券でご契約いただいた場合は、フリート割増引率に加え、5%のフリート多数割引が適用されます。

⑤ 全車両一括特約を付帯できます。

すべての「所有・使用する自動車」を1保険証券でご契約いただき、一定の条件を満たす場合は、多くのメリットがある全車両一括特約を付帯することができます。

全車両一括特約のメリットは、P.5をご参照ください。

臨時代替自動車特約

所定の条件を満たせば、整備・修理・点検などの間の代車の事故も補償できる臨時代替自動車特約が割増保険料なしで必ず付帯されます。

ご契約の自動車の整備・修理・点検などのために整備工場などの管理下において使用できない間に、代替として借用中の自動車をご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車の契約内容に従い、所定の保険金をお支払いする特約です。

(注1) 借用中の自動車には、ご契約の自動車の所有者、記名被保険者、その配偶者、これらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さま、または記名被保険者の役員・使用人が所有する自動車は含まれません。

(注2) 車両事故が補償の対象となる場合は、借用中の自動車の時価額を限度に保険金をお支払いします。

(注3) 借用中の自動車の保険に優先してお支払いすることができます。

3 フリート割増引率の仕組み

10台到達後のフリート割増引率は次のとおり決定されます。

(1) 10台到達日※1以降「第1回料率審査日※2」の前日までにご契約期間が始まるご契約については、基本保険料はフリート料率を適用し、割増引率は自動車1台ごとに、それまでに適用されていたノンフリート等級(1~20等級)、事故有係数適用期間と事故件数に応じたノンフリート等級別料率係数を適用します。

※1 「10台到達日」とは、所有・使用する自動車の総契約台数が10台となった時点をいいます。

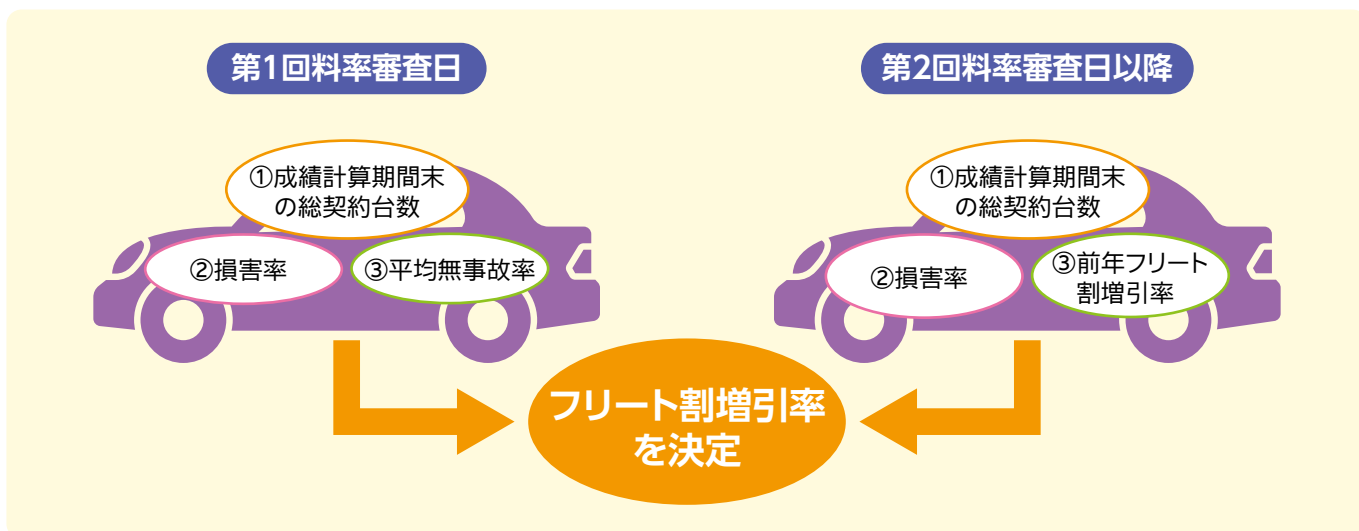
※2 10台到達日に全車両一括特約を付帯する場合は、10台到達日の1年後の応当日を「第1回料率審査日」といいます。

また、10台到達日に全車両一括特約を付帯しない場合は、10台到達日の1年6か月後の月の初日を「第1回料率審査日」といいます。

(2) 第1回料率審査日の1年後の応当日を第2回料率審査日とします。第1回料率審査日以降、第2回料率審査日の前日までにご契約期間が始まるご契約については、下記のとおり成績計算期間※1末の総契約台数、成績計算期間内の損害率(保険料に対する保険金の割合)、平均無事故率※2により決定されたフリート割増引率をすべてのご契約自動車に適用します。

※1 「成績計算期間」とは、フリート割増引率を決定するための損害率を計算する期間をいいます。

※2 「平均無事故率」は、成績計算期間末におけるご契約の自動車のノンフリート等級別料率係数を用いて算出します。



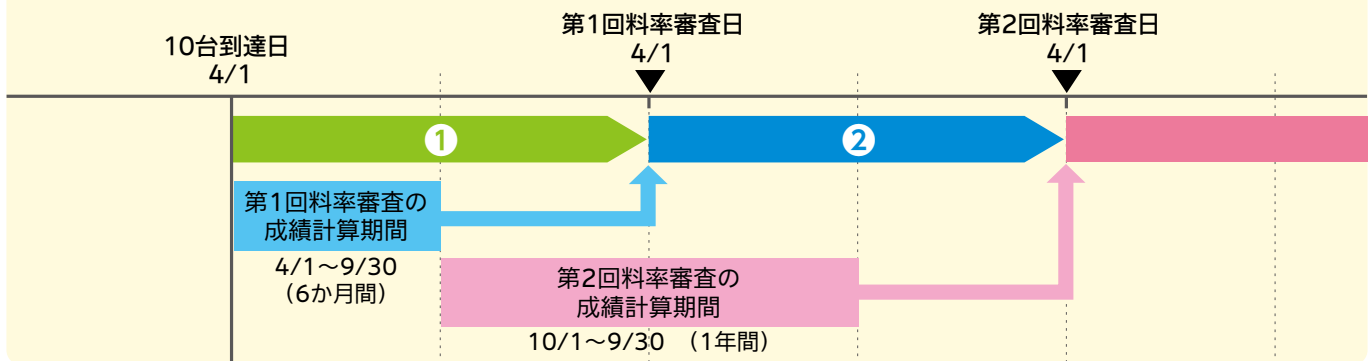
成績計算期間

ご契約者が10台到達日に全車両一括特約を付帯されるか否かにより、成績計算期間が異なります。

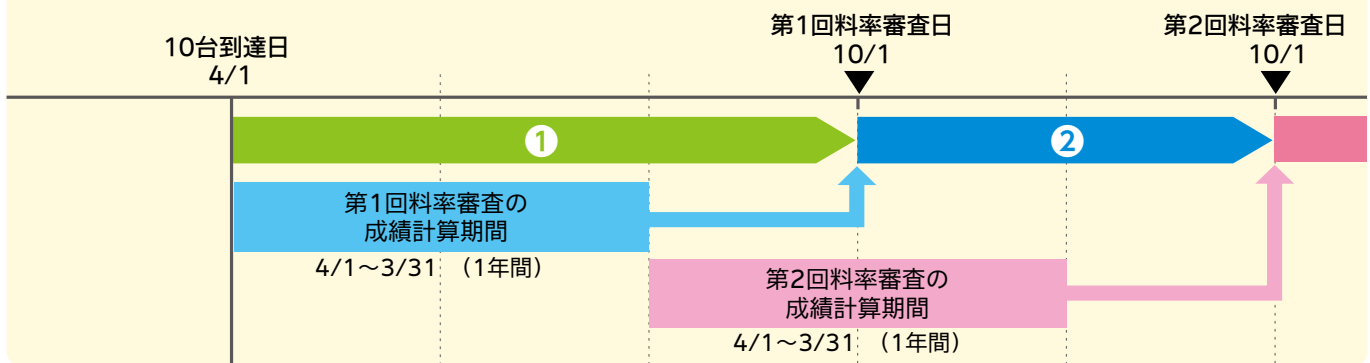
10台到達日時点	成績計算期間	
	第1回料率審査	第2回料率審査以降
全車両一括特約あり	10台到達日の属する月の1日から6か月間	料率審査日の属する月の1日の6か月前の過去1年間
全車両一括特約なし	10台到達日の属する月の1日から1年間	



10台到達日に全車両一括特約を付帯する場合



10台到達日に全車両一括特約を付帯しない場合

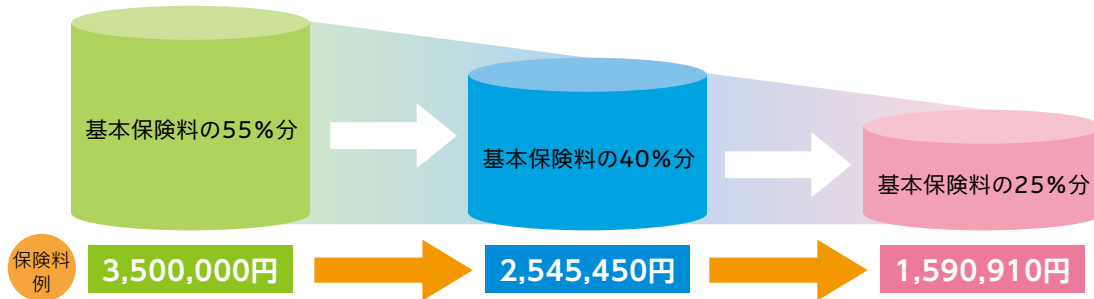
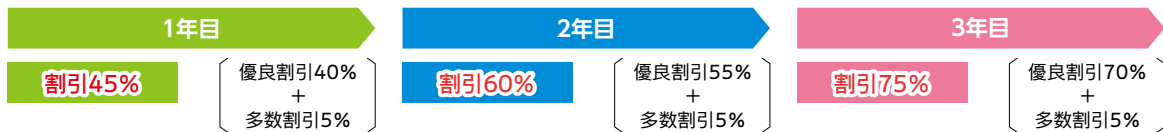


- ① この期間にご契約期間の初日があるご契約については、自動車1台ごとにノンフリート等級別料率と事故有係数適用期間が適用されます。
- ② この期間にご契約期間の初日があるご契約については、すべての自動車に第1回料率審査で決定されたフリート割増引率が適用されます。

損害率改善による割引進行と保険料削減効果

フリート割増引率を決定する一要素である「損害率」を改善することにより保険料削減効果は極めて高くなります。

➡ **コスト削減の決定打!**



割引率が15%のアップだと...
保険料比較では **約27%** の削減!

割引率が15%のアップだと...
保険料比較では **約37%** の削減!

お客様のベストパートナーとなり、損害率改善に向けて事故防止活動をご提案します。

損保ジャパンでは、様々な事故防止支援サービスをご用意しています。

サービスの詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

4 おすすめの契約方式「全車両一括特約」

全車両一括特約とは、すべての「所有・使用する自動車」を1保険証券でご契約いただく方式です。一般のフリート契約と比較して、お得で便利な内容となっています。

1. 保険料がお得です。……………

① 5%のフリート多数割引が必ず適用されます。

全車両一括特約を付帯してご契約いただくと、フリート多数割引(5%)が必ず適用されます。また、ご契約期間の途中で新たに取得された自動車についても適用されます。

(注)一定の条件を満たす場合は、自動車を複数の保険証券に分けて契約することができます。



② 日割計算となります。

増車※1などの追加保険料のお支払い、減車※2などの保険料の返還のいずれの場合でも、日数に応じた日割計算となり、月割計算を適用するご契約に比べ、一般的にお得になります。

(注)ご契約をすべて解約する場合は、月割計算となることがあります。

※1「増車」とは、新たに取得された「所有・使用する自動車」を、現存のご契約に明細追加することをいいます。

※2「減車」とは、ご契約の自動車を廃車・譲渡・返還した場合にご契約の明細を解約することをいいます。

〈例〉日割計算と月割計算の違い

日割計算とは、期間日数に応じた計算方法で、月割計算と比べると、一般的に割安に設定されています。

例えば、年間保険料が30万円である自動車保険を約半年(ご契約期間の初日1月1日、増車日7月25日、ご契約期間160日間)で増車した場合にお支払いいただく保険料は、

【日割計算の場合】 $160/365=0.438$ 300,000円 $\times 0.438 = 131,400$ 円(全車両一括特約ありのご契約)

【月割計算の場合】 $300,000$ 円 $\times 6/12 = 150,000$ 円

……………と大きな差が生じます。

③ 割増なしで分割払ができます。

保険料総額に関係なく、下記の回数で割増なしの分割払ができます。

分割できる回数
2・4・6・8・10・12回

また、一定の条件を満たした場合は、追加保険料の分割払もできます。便利な口座振替をご利用いただけます。

(注)ご契約期間が1年未満の場合は分割回数が限られることがあります。

2. 事務手続きが簡単です。……………

① すべての「所有・使用する自動車」のご契約手続きを一度に行うことができます。

すべての「所有・使用する自動車」を1保険証券でまとめてご契約いただく方式です。すべての自動車のご契約期間が統一されますので、継続のお手続きも一度に行うことができます。

② 新たに自動車を取得された場合でも、取得されたその日から自動的に補償されます。

ご契約期間の途中で新たに取得された自動車も、ご契約の際に定めた用途車種ごとのご契約条件で、お客さまの管理下に入ったときから自動的に補償が開始されます。

③ 自動車の増車や減車のご通知・保険料のお支払い手続きは、毎月1回でOKです。

ご契約期間の途中で自動車を取得または廃車するなど、自動車の増車や減車があった場合でも、一定の条件を満たす場合は1か月分をまとめて翌月の一定日にご通知いただき、保険料のお支払いをしていただきます。増車や減車が発生する都度、手続きを行っていただく必要はありません。

なお、ご契約内容を変更する場合は、その都度ご通知・保険料のお支払いなどのお手続きが必要になります。

3. ご契約の手続きもれの心配がなく安心です。……………

「所有・使用する自動車」の管理が容易になります。

すべての「所有・使用する自動車」を1保険証券でまとめてご契約いただくため、ご契約の手続きもれの心配がなく安心です。また、ご契約内容を的確に把握できますので、自動車の管理も容易になります。

全車両一括特約を付帯するには…

全車両一括特約を付帯してご契約いただく場合は、次の手続きが必要となります。

① 新たな自動車保険のご契約手続き

現在ご契約いただいている自動車保険をすべて解約し、新たにご契約いただきます。

- 今回新たに所有・使用する自動車が10台となり、全車両一括特約を付帯してご契約いただく場合は、現在のご契約はすべて解約し、所有・使用する自動車10台をまとめてご契約期間を1年とする保険契約を新たにご契約いただきます(なお、損保ジャパンの自動車保険を解約する場合の保険料計算は、日割計算となります。)
- 現在フリート契約をご契約いただいている、今回新たに全車両一括特約を付帯してご契約いただく場合は、現在のご契約はすべて解約し、ご契約期間を統一して新たにご契約いただきます。なお、次回料率審査日(次回のフリート割増引率適用開始日)までの期間が1年に満たない場合は、次回料率審査日までの短期契約を日割計算でご契約いただきます。

② 増車される自動車に適用するご契約条件の設定

フリート契約をご契約後、ご契約期間の途中で新たに取得される自動車に対して、自動的に適用する用途車種ごとのご契約条件(対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・車両保険・人身傷害保険などの基本補償、保険金額、付帯する特約など)をあらかじめ決めていただきます。

③ 増車や減車の際の毎月のご通知日・保険料のお支払い日の設定

ご契約期間の途中で発生する増車・減車をご通知いただき保険料のお支払いをしていただく通知日(車両情報をご連絡いただく日)・精算日(保険料のお支払い日)を決めていただきます。
通知日・精算日は、毎月一定日となります。

5 フリート契約のQ&A

Q1 「所有・使用する自動車」が10台以上あってもノンフリート契約のままにしておくことはできますか？

A ご契約期間が1年以上の自動車保険を契約されている場合は、ノンフリート契約のままにしておくことはできません。自動車保険をご契約いただく「所有・使用する自動車」が10台以上のご契約者は「フリート契約者」となりますので、ご契約期間の初日が10台到達日以降のご契約は、フリート契約としてご契約いただきます。

Q2 「所有・使用する自動車」が10台になったら、現在契約しているすべての契約をすぐにフリート契約へ変更しなければいけないのですか？

A 〔全車両一括特約を付帯する場合〕
現在契約しているすべてのご契約を解約して、フリート契約としてご契約いただきます。
〔全車両一括特約を付帯しない場合〕
更新日(ご契約期間の末日)まで、現在のご契約(ノンフリート契約)のまま継続していただくことも可能です。この場合は、10台到達日以降、更新のご契約からフリート契約としてご契約いただきます。10台到達日以降、新たに取得される自動車は取得されたときからフリート契約としてご契約いただきます。

Q3 A保険会社に6台、B保険会社に4台の契約があります。ただし、1年以上を期間として借り受けたリースカーで保険契約者はリース会社になっています。この場合でもフリート契約者となりますか？

A ご契約期間がすべて1年以上であれば、フリート契約者となります。ご契約者が「所有・使用する自動車」について、他の保険会社にてご契約いただいている場合や、リース会社が契約者となってご契約いただいている場合も「総契約台数」に含まれるため、それらを合計して10台以上となればフリート契約者となります。

Q4 繁忙期のみ使用する車両を、1年未満の短期間で契約します。この契約も「総契約台数」に含まれますか？

A 「総契約台数」とは、ご契約期間1年以上の自動車保険を締結した「所有・使用する自動車」の合計台数をいいますので、短期契約を締結している自動車は、原則として「総契約台数」に含まれません。ただし、料率審査日を満期とする短期契約などは「総契約台数」に含みます。また、次の場合は「総契約台数」に含まれません。
●JA共済など、共済でご契約になっている自動車 ●ドライバー保険
なお、全車両一括特約を付帯している場合は、繁忙期のみのご契約を締結いただけないケースもあります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

Q5 全車両一括特約を付帯した契約で、複数の保険証券で契約することができますか？

A 次の3つの条件をすべて満たす場合は可能です。
①ご契約者が「所有・使用する自動車」を本店・支店別などの地区別に管理している場合の管理単位ごと、または用途車種別、型式別など(リースカーとリースカー以外の自動車の別を含みます。)の単位ごとに保険証券を発行しなければならない場合であること。
②保険証券ごと(単位ごと)のご契約台数が10台以上あること。
③保険期間の満期日が各保険証券とも同一であること。

Q6 フリート多数割引は、全車両一括特約を付帯していないフリート契約でも適用できますか？

A 適用できます。
全車両一括特約の付帯にかかわらず、1保険証券で10台以上あれば、フリート多数割引が適用されます。

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり(約款)」「重要事項等説明書」などをご覧ください。詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

★損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

共同保険に関するご説明

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券(等)の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<公式ウェブサイト><https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先